

## 国民健康保険「海外療養費制度」のご案内

国民健康保険に加入中の方が渡航中に急な病気やケガで現地の医療機関にかかった場合、支払った医療費の一部が払い戻される制度です。

**実際の支払額ではなく「日本国内の保険医療機関等で給付される場合を標準」として支払われます**

- ・【実際に支払った額の方が大きい】医療費の負担が多い国  
⇒現地で支払った額が100万円であっても、日本国内の標準的な医療費に換算した額が10万円である場合、支給される金額は約7万円となります。（自己負担割合が3割の場合）
- ・【実際に支払った額の方が小さい】医療費の負担が少ない国  
⇒現地で自己負担額が日本国内の標準額を下回る場合、その実費額から一部負担金を差し引いた額が支給されます。

※外貨の換算には、支払日ではなく「**支給決定日**」の売レートの適用されます。

### ★もしもの時に備えて、渡航前にご準備ください

海外の病院に記入してもらう指定の様式があります。渡航前に当町ホームページで印刷いただくか、印刷が難しい場合は窓口でお受け取りのうえ、現地へお持ちください。

チェック	必要書類
<input type="checkbox"/>	①医科の場合 診療内容明細書 (Form A) ※各月ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ 歯科の場合 歯科診療内容明細書
<input type="checkbox"/>	②領収明細書 (Form B) ※各月ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ 歯科の場合 Form B はその他欄に記載があるときのみ
<input type="checkbox"/>	③現地で支払った領収証の原本

### ■申請に必要なもの（郵送手続きも可能です）

- ・現地で受け取る書類（①～③）及び翻訳文（①、②の続紙に翻訳してください）  
※翻訳はどなたが行っても構いませんが、**翻訳者の氏名・住所・電話番号の記載**は必要です。  
翻訳用紙は指定の様式はありません。
- ・パスポート（療養期間の渡航記録を確認するため、自動ゲート利用時は航空券の控えも必要です）
- ・国民健康保険療養費支給申請書
- ・調査に関わる同意書
- ・マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認ができるもの
- ・世帯主名義の振込先口座情報がわかるもの

### ■ご注意ください

- ・申請期限は**2年間**です（医療費を支払った日の翌日から2年を過ぎると時効になります）
- ・治療目的の渡航、日本国内で保険適用されていない医療行為などは**対象外**です。  
自然分娩も保険医療対象外ですが、申請により出産育児一時金が支給されます。

★審査状況によっては支給決定までにお時間がかかることをご了承ください。

### 【お問い合わせ先】

府中町 福祉保健部 保険年金課 国民健康保険係 府中町役場 2階⑨番窓口  
〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号 TEL 082-286-3236